

防整技(事)第201号
令和6年4月23日

整備計画局長
各幕僚長 殿
情報本部長
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

自衛隊隊舎整備基準についての一部改正について(通達)

自衛隊隊舎整備基準について(防整技(事)第136号。令和4年3月31日)の一部が下記のとおり改正され、今後新設を行う自衛隊隊舎のうち、新たに設計を開始するものに適用することとされたので、通達する。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。



改正後	改正前
<p>1 隊員居室</p> <p><u>(1) 整備基準</u> 隊舎を新設する場合の隊員居室は一室15㎡又は30㎡とする。ただし、一室30㎡の場合は隊員居室各室を壁で間仕切り、隊員の個別空間の確保に配慮すること。</p> <p><u>(2) 定員</u> 一室15㎡の場合は1名、一室30㎡の場合は2名とする。</p> <p>2 自習室 <u>1人当たり0.41㎡とする。ただし、1室当たり15㎡に満たない場合は、15㎡とする。なお、隊員居室を一室15㎡で整備した場合は、算定しない。</u></p> <p>3 娯楽室 <u>1人当たり0.82㎡とする。ただし、1室当たり15㎡に満たない場合は、15㎡とする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 冷暖房設備 (1) 冷房設備 冷房設備を整備すること。 。</p> <p>(2) [略]</p> <p>6 その他 第1項から第5項までの規定は、部隊の実情を考慮して整備すること。</p> <p>7 [略]</p>	<p>1 隊員居室</p> <p><u>(1) 整備基準</u> ア 隊舎居室各室は、壁で間仕切り、隊員の個別空間の確保に配慮すること。 イ 隊舎を新設する場合の隊員居室は一室30㎡とする。ただし、既存隊舎に接続して建設する場合は、一室40.9㎡とする。</p> <p><u>(2) 定員</u> ア 曹居室 一室30㎡の場合は2名、40.9㎡の場合は3名とする。 イ 士居室 一室30㎡の場合は3名、40.9㎡の場合は4名とする。</p> <p>2 自習室 <u>曹、士ともに1人当たり0.41㎡とする。ただし、1室当たり15㎡に満たない場合は、15㎡とする。</u></p> <p>3 娯楽室 <u>曹、士ともに1人当たり0.82㎡とする。ただし、1室当たり15㎡に満たない場合は、15㎡とする。</u></p> <p>4 [同左]</p> <p>5 冷暖房設備 (1) 冷房設備 冷房設備を整備すること。 <u>ただし、北海道地区等については部隊の実情を考慮して整備すること。</u></p> <p>(2) [同左]</p> <p>6 その他 第1項から第4項までの規定は、部隊の実情を考慮して整備すること。</p> <p>7 [同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	